

家庭学習のための通信環境整備を支援します

支援の内容

1 通信環境整備支援

市内小中学校に在籍する児童生徒をもつ世帯のうち、家庭に通信環境が整備されていない世帯を対象に、令和 7 年 4 月 1 日以降、新たに通信環境を整備した場合、その負担軽減のため、支援金を給付します。

(1) 対象

市内小中学校に在籍する児童生徒をもつ世帯で、光回線等が未整備の世帯で、無線 LAN 通信ができる通信環境（通信速度常時 1Mbps 以上）を新たに整備する場合

市内小中学校に在籍する児童生徒をもつ世帯で、光回線等は整備済みだが、Wi-Fi 環境がない世帯で、無線通信機器のみ設置する場合

の場合で、無線 LAN ルーターはあるが、使用する部屋に Wi-Fi が届かないため中継機を設置する場合も対象になります。

・ ともに令和 2 年度～令和 6 年度に本支援金の給付を受けた方は対象外になります。

(2) 給付額

1 世帯あたり 1 万円

1 世帯あたり 5 千円

(3) 申請方法

「通信環境整備支援金給付申請書」に必要事項を記入のうえ、教育委員会事務局学校教育課に郵送又は持参により提出してください。

(4) 対象費用

光回線や LTE 通信の契約料、回線工事費、ルーター（中継機含む）購入費用

(5) 申請期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

令和 7 年 4 月 1 日以降に契約したものが対象です。

回線工事や申請に必要な書類を整えるのに時間を要する場合があるため、通信環境を新たに整備する場合は、早めに業者に依頼して下さい。

支援金給付までの流れ

1 支援金給付についての案内

↓
新入生・転入生分は、各学校から児童生徒を通じて、ご家庭へ配布します。

市ホームページからダウンロードもできます。

2 支援金給付申請書の提出

(1) 通信環境整備支援金給付申請書（様式第 1 号）

↓
必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により提出してください。

（添付書類：光回線等の契約内容、費用、工事完了日が確認できる書類、振込口座が確認できる書類）

3 支援金の給付

申請いただいた書類を審査し、内容が適切であれば、申請者の口座に支援金を振り込みます。

なお、給付に要する期間は、申請書受付後 2 週間から 1 ヶ月程度かかります。

申請時の注意事項

- 1 支援金の給付は1世帯1回のみ
通信環境整備支援金の給付は、1世帯あたり1回のみの給付となります。
申請にあたっては世帯単位で提出してください。重複して申請書を提出された場合、申請状況を確認し、重複して提出された申請書等は返送させていただきます。
- 2 通信環境整備支援金の申請者 = 光回線等の契約者
通信環境整備支援金については、申請期限（令和8年3月13日）までに光回等の契約・工事が完了しているとともに、工事費用等を負担している必要があります。
工事期間等を考慮して早めの申し込みをしましょう。
なお、申請するために必要な契約書や領収書等を、契約する業者に発行してもらうよう事前をお願いしておくスムーズです。
- 3 光回線等の契約期間中での解約違約金は個人負担です。
光回線等の契約には、契約期間が設けられている場合が多く、その期間中に解約をしようとするとな違約金が発生することがあります。
光回線等の契約にあたっては、月々の通信料や契約期間、違約金の有無など契約内容を確認し、トラブルにならないようにしましょう。